

特定接種の接種順位の考え方(案)

社会機能分科会（第9回）

資料 2

- 特性接種対象者の範囲や総数については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるべきものである。ただし、発生時に速やかに接種体制を整備するために、接種順位の基本的な考え方を整理したもの。
- 接種順位について、特措法上の公共性・公益性の高さに応じて整理すると次のようになるのではないかな。

類型		業種	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ ①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		基準1、基準2に該当する業種（資料1参照）	グループ ②
国民生活・国民経済安定分野	指定公共機関型	銀行業、医薬品製造業、医薬品・化粧品等卸売業、医療機器製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、電気業、ガス業、道路貨物運送業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業、水運業、空港管理者、通信業、放送業、郵便業	グループ ③
	指定同類型 （業務同類系）	銀行業、医薬品製造業、医薬品・化粧品等卸売業、医療機器製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、電気業、ガス業、道路貨物運送業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運輸業、水運業、空港管理者、通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業、郵便業	
	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ ④
	指定同類型 （社会インフラ系）	石油製品・石炭製品製造業、石油・鉱物卸売業、熱供給業、金融証券決済事業者	
	その他の登録事業者	食料品製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、その他小売業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、廃棄物処理業、 （倉庫業、港湾運送業、利用運送業、その他の運輸に附帯するサービス業）	グループ ④

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

※その他の登録事業者のうち（ ）内の業種は現在社会機能分科会において議論中のもの。